

一時預かり利用料を 補助します

一時預かりの利用について、所得の低いご家庭や支援が必要なご家庭の負担を軽減するため、該当する方の支払う利用者負担額に対する補助を行います。

対象者および補助上限額

対 象 者	補助上限額 (対象児童 1 人あたり)
① 生活保護世帯	日額 3,000 円
② 市長村民税非課税世帯	日額 2,400 円
③ 市町村民税所得割合算額 77,101 円未満	日額 2,100 円
④ そのほか、町長が特に支援が必要と認める世帯 ※境・五霞要保護児童対策地域協議会に登録されている児童のいる世帯など	日額 1,500 円

対象費用

一時預かりの利用に伴う負担金（昼食等の食糧費は対象外）

申請の流れ

- ①一時預かりを利用。当日に利用料を支払い。
- ②期間内に必要な書類を子ども未来課へ提出
- ③審査
- ④指定の口座へ補助分が還付される

申請期限

申請期限は、一時預かりを利用した日の翌年度の 4 月 10 日までです。
※ 4 月 10 日が子ども未来課の開庁日でない場合は、その前の開庁日までが期限です。

詳しくはホームページを確認または下記へお問合せください

ホームページ

「境町 一時預かり 軽減」で検索
または、境町ホームページ内「子育て→
子育て・健康・福祉→子育て→一時預かり
の利用者負担額軽減が始まりました」

窓口

境町役場 子ども未来課
☎ 0280-81-1301
平日 8:30~17:15